

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議 議事次第

平成22年3月5日(金)
全社協・灘尾ホール

事 項	時 間	説 明 者
開 会		
挨拶	10:30~10:50	宮島老健局長
(介護保険計画課) 1. 介護職員処遇改善交付金の申請について 2. 特別養護老人ホームの旧措置入所者に関する経過措置について 3. 介護給付の適正化について 4. 第5期介護保険事業(支援)計画について	10:50~11:10	古川 介護保険計画課長
(振興課) 1. 市町村地域包括ケア推進事業について 2. 地域包括支援センター等の適切な運営について 3. 地域支援事業交付金の適正な執行について 4. 介護員養成研修事業について 5. 同居家族等がいる場合における訪問介護サービス等の生活援助の取扱いについて 6. 介護支援専門員資質向上事業等について 7. 地域密着型サービスの推進について 8. 福祉用具について 9. 介護保険制度に係る書類・事務手続の見直しについて 10. 介護サービス情報の公表制度の適正な運用等について 11. 離島等サービス確保対策事業について 12. 介護保険事業者及び介護支援専門員管理システムの改修について 13. 高齢者の生きがいと健康づくりについて 14. 介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件等について	11:10~11:50	土生 振興課長
(介護保険指導室) 1. 介護保険における指導監督業務の適切な実施について 2. 介護サービス事業者の業務管理体制に関する監督について 3. 国及び自治体間の情報共有及び指導監督体制の整備等について	11:50~12:10	菱川 介護保険指導室長

事 項	時 間	説 明 者
昼食休憩	12:10~13:00	
(老人保健課) 1. 要介護認定について 2. 介護予防事業について 3. 訪問看護支援事業について	13:00~13:50	宇都宮 老人保健課長 天本補佐 稲葉補佐 小林補佐
(高齢者支援課) 1. 介護関連施設・事業の整備及び運営等について 2. 地方分権に係る介護保険法等の改正について 3. 未届有料老人ホームに該当しうる施設に対する指導状況等におけるフォローアップ調査の結果について 4. 特別養護老人ホームにおける医師・看護職員と介護職員との連携によるケアの実施について 5. 高齢者の居住の安定確保に関する法律（高齢者住まい法）の一部改正について 6. 介護サービス指導者養成研修事業の実施について 7. ユニットケア指導者養成研修事業等の実施について 8. 介護関連施設における介護事故防止と感染対策について 9. 百歳高齢者表彰について	13:50~14:15	水津 高齢者支援課長
(認知症・虐待防止対策推進室) 10. 認知症施策の推進について 11. 高齢者虐待の防止について 12. 成年後見制度利用支援事業の周知について	14:15~14:40	千葉 認知症・虐待防止対策推進室長
(国土交通省) 1. 平成22年度高齢者住宅施策について	14:40~14:55	岡崎 国土交通省住宅局住環境整備室長
(内閣府) 1. 平成22年度実施予定事業(内閣府)について	14:55~15:05	内閣府政策統括官(共生社会政策)付高齢社会対策担当 本多 高齢社会対策 担当参事官
質疑応答 閉 会	15:05~15:20	
○認知症サポーター養成講座（事前受講希望者を対象）	15:30~17:00	

全国介護保険・高齢者保健福祉
担当課長会議

平成22年3月5日

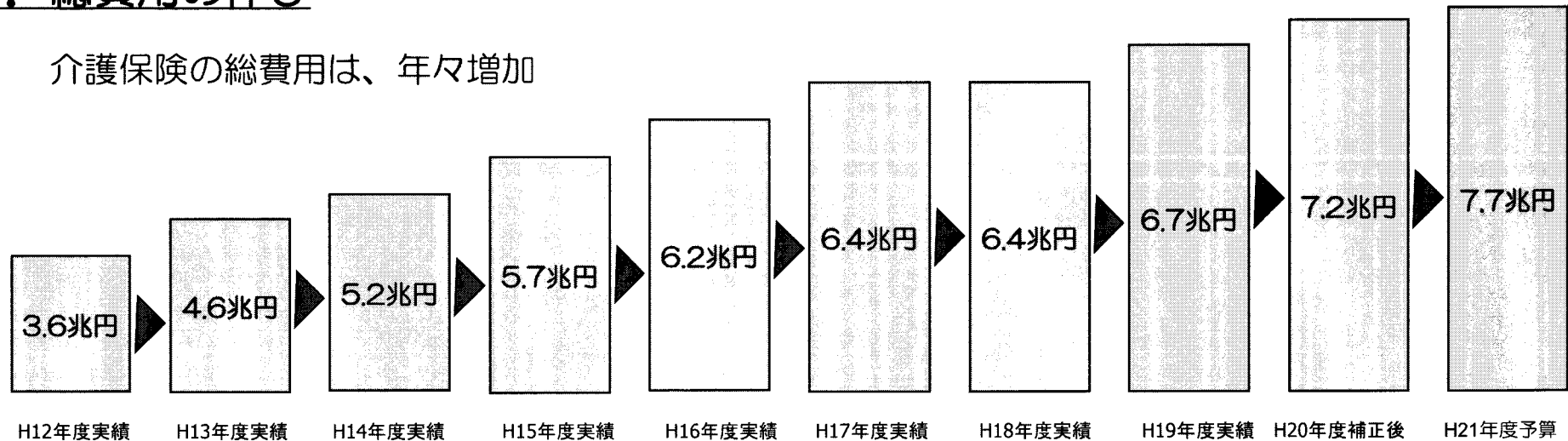
厚生労働省 老健局長

宮島俊彦

介護保険財政の動向

1. 総費用の伸び

介護保険の総費用は、年々増加



2. 1号保険料〔加重平均〕

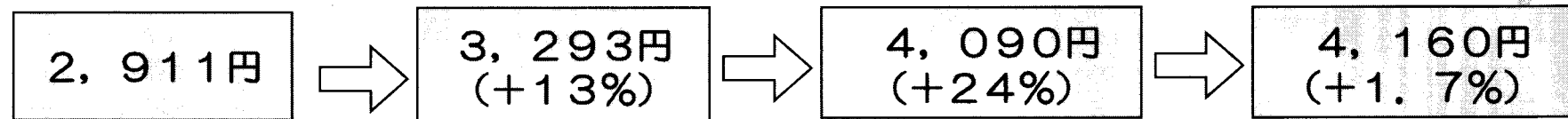
1号保険料は第1期（H12～14）から第4期（H21～23）で約40%増

第1期（H12～14年度）

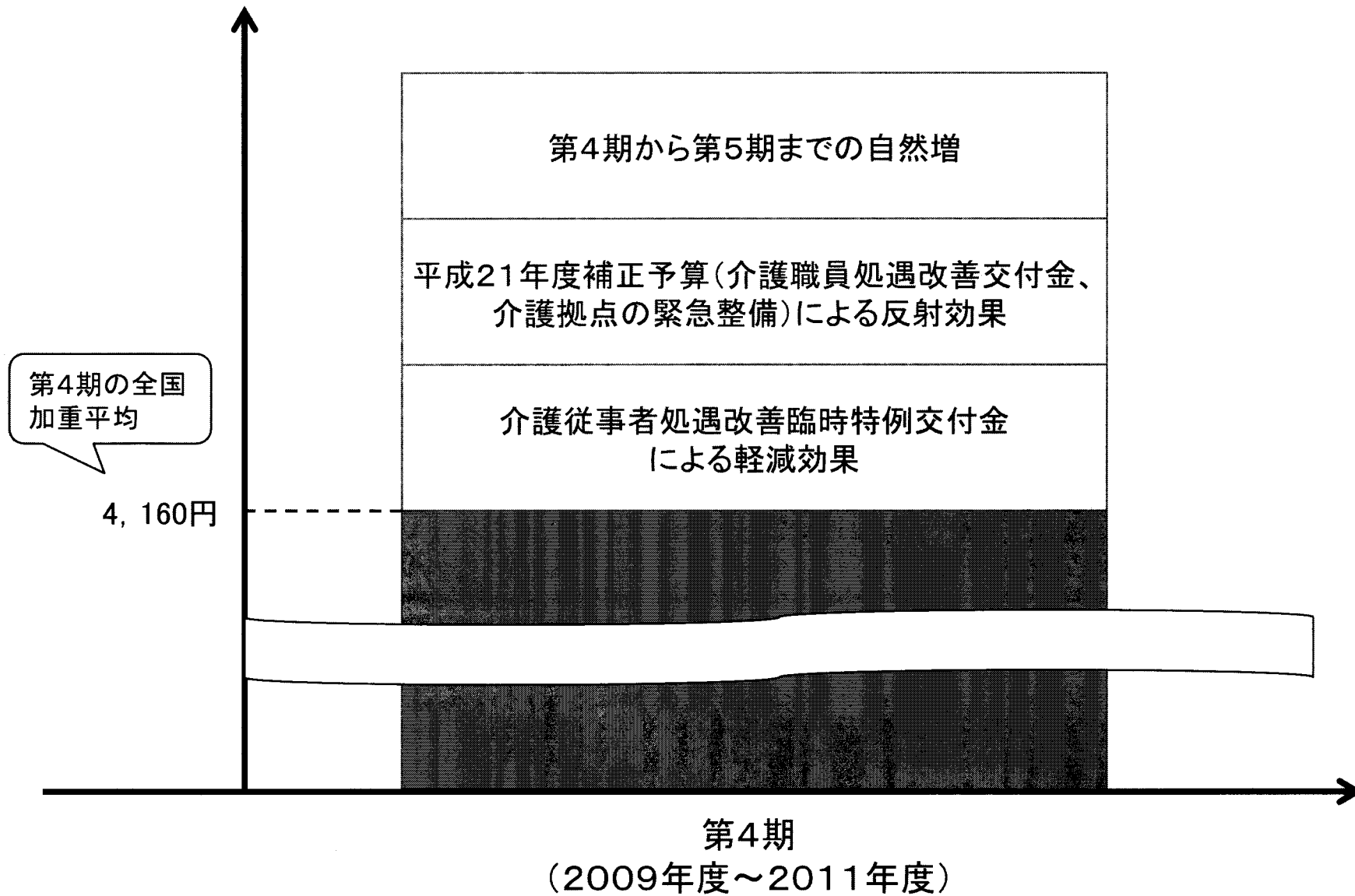
第2期（H15～17年度）

第3期（H18～20年度）

第4期（H21～23年度）



今後の介護保険料について



介護従事者の処遇改善

○ 有効求人倍率は改善の傾向

： 介護関係職種 1. 37(平成21年12月時点) ← 介護関係職種 2. 53(平成20年12月時点)

【参考：地域別有効求人倍率(平成21年12月時点)】

<高い地域上位5位> ①東京:2.45 ②奈良:2.24 ③徳島:2.04 ④兵庫:1.89 ⑤千葉:1.86

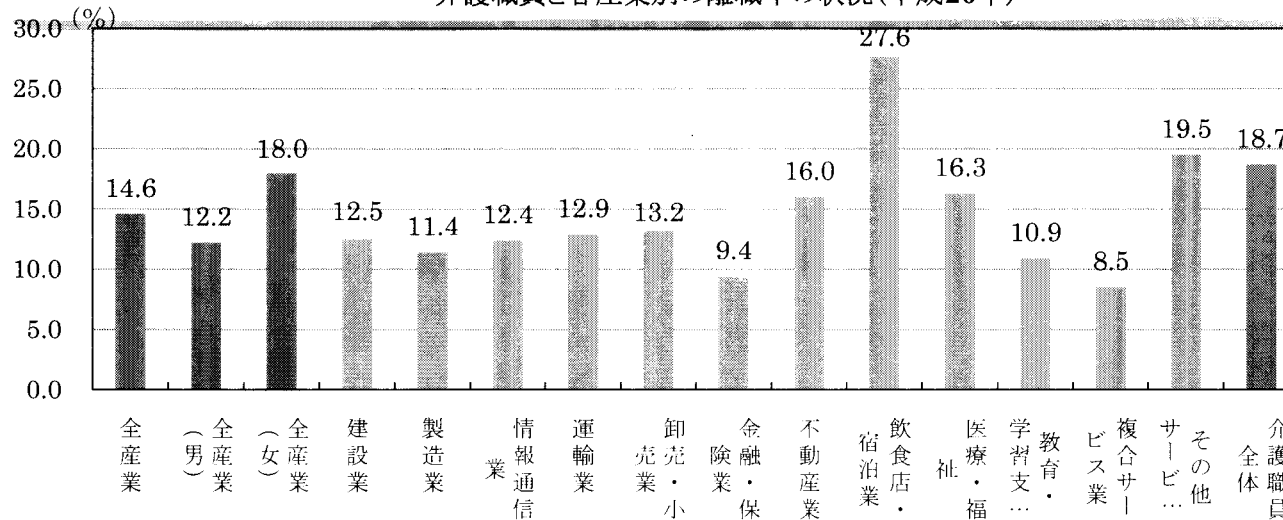
<低い地域上位5位> ①秋田:0.52 ②鳥取:0.55 ③沖縄:0.61 ④岩手:0.66 ⑤宮城:0.72

○ 一般労働者の勤続年数及び平均賃金(平成20年賃金構造基本統計調査)

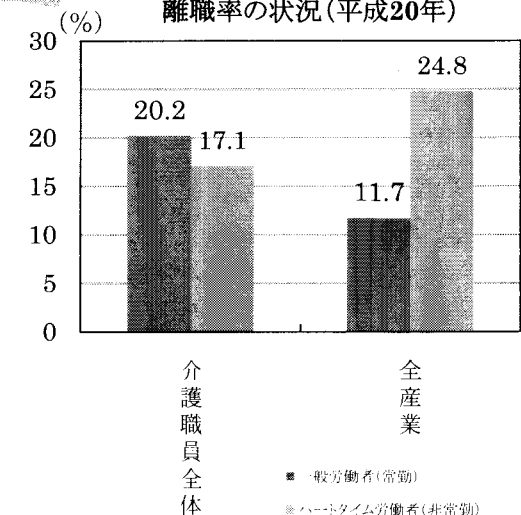
	男女計				男性				女性					
	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金	きまって支給する現金給与額	構成比(%)	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金	きまって支給する現金給与額	構成比(%)	平均年齢(歳)	勤続年数(年)	所定内賃金	きまって支給する現金給与額
産業計	40.9	11.6	299.1	328.8	67.9	41.7	13.1	333.7	369.3	32.1	39.1	8.6	226.1	243.1
ホームヘルパー	43.9	4.4	194.4	211.7	16.2	36.3	3.4	207.8	242.7	83.8	45.4	4.6	191.8	205.6
福祉施設介護員	35.8	5.2	203.4	215.8	31.4	32.7	5.1	217.2	231.7	68.6	37.2	5.3	197.0	208.6

○ 介護職員の離職率(平成20年介護労働実態調査)

介護職員と各産業別の離職率の状況(平成20年)



介護職員全体の勤務形態と離職率の状況(平成20年)



介護職員処遇改善交付金

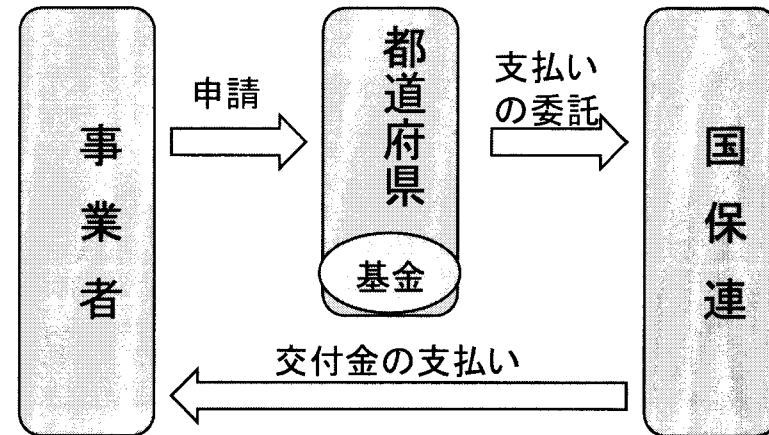
(1) 目的

21年度介護報酬改定(+3%)によって介護職員の処遇改善を図ったところであるが、他の業種との賃金格差をさらに縮め、介護が確固とした雇用の場としてさらに成長していけるよう、介護職員の処遇改善に取り組む事業者へ資金の交付を行うことにより、介護職員の処遇改善を更に進めていくこととする。

(2) 交付方法

- ① 都道府県が基金を設置して実施する。
(支払いは国保連に委託)
- ② 財源 : 国費10/10

執行のイメージ



(3) 事業規模 合計約3,975億円

〈介護職員(常勤換算)1人当たり月額平均1.5万円の賃金引上げに相当する額〉

※21年度は地方における準備等を勘案し、21年10月サービス分から実施し、2.5年分を予算計上

介護拠点等の緊急整備

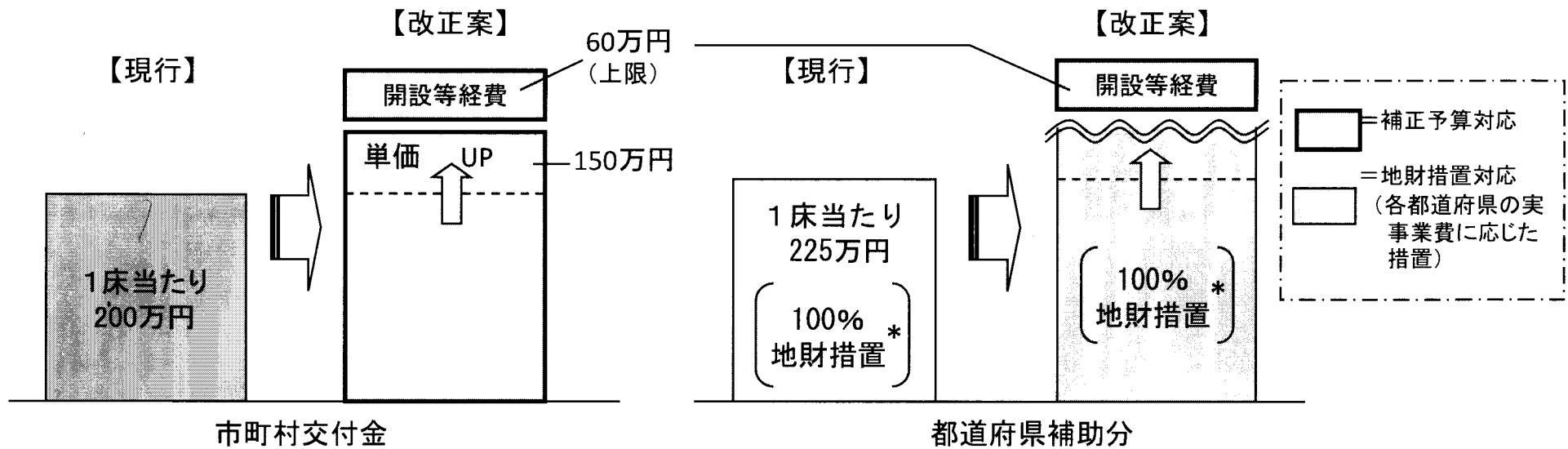
3年間で12万人分整備に4万人分を上乗せし、合計16万人分整備

(1) 目的

小規模特別養護老人ホーム(定員29人以下)やグループホームなどの整備に係る市町村交付金の拡充、定員30人以上の施設の整備に係る都道府県補助金に対する地方財政措置の拡充により、地域の介護ニーズに対応する。

(2) 助成のスキーム(特別養護老人ホームの場合)

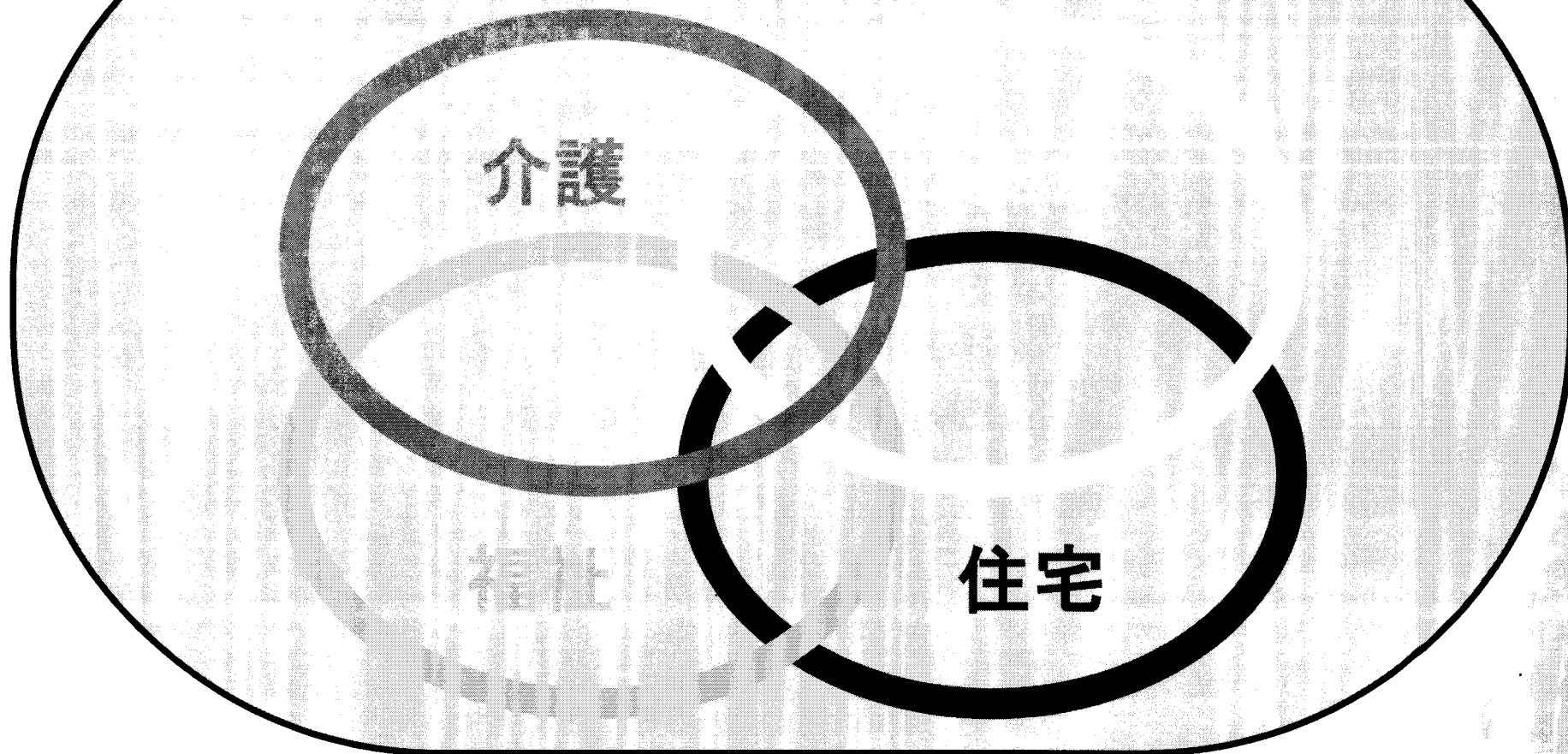
*:「特別の地方債」の起債対象となり、その元利償還金が100%普通交付税で手当てされる。



(3) 事業規模

合計約3,011億円(3年分)

「地域包括ケアシステム」は、
30分で駆けつけられる圏域

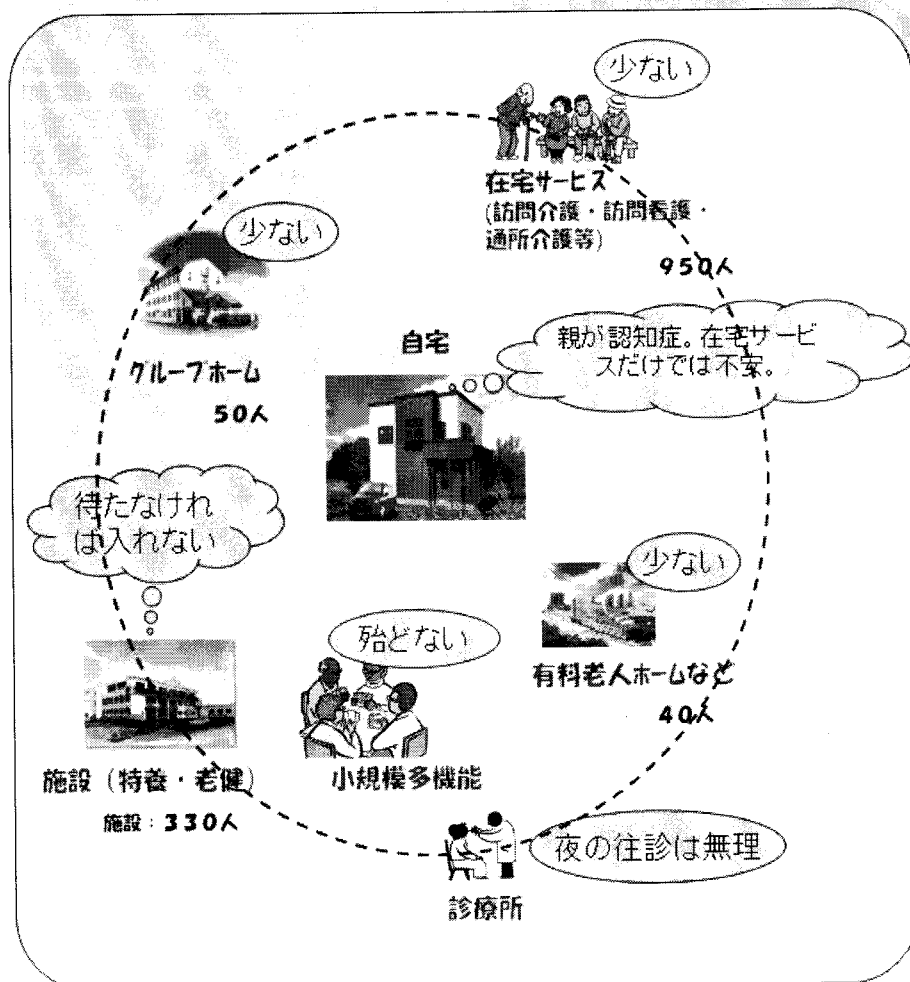


ニーズに応じた住宅が提供されることを基本として上で、生活上の安全・安心・健康を確保するために、医療や介護のみならず、福祉サービスを含めた様々な生活支援サービスが日常生活の場(日常生活圏域)で適切に提供できるような地域での体制

現状

- 在宅サービスメニュー、量の不足
- 居住系整備不足

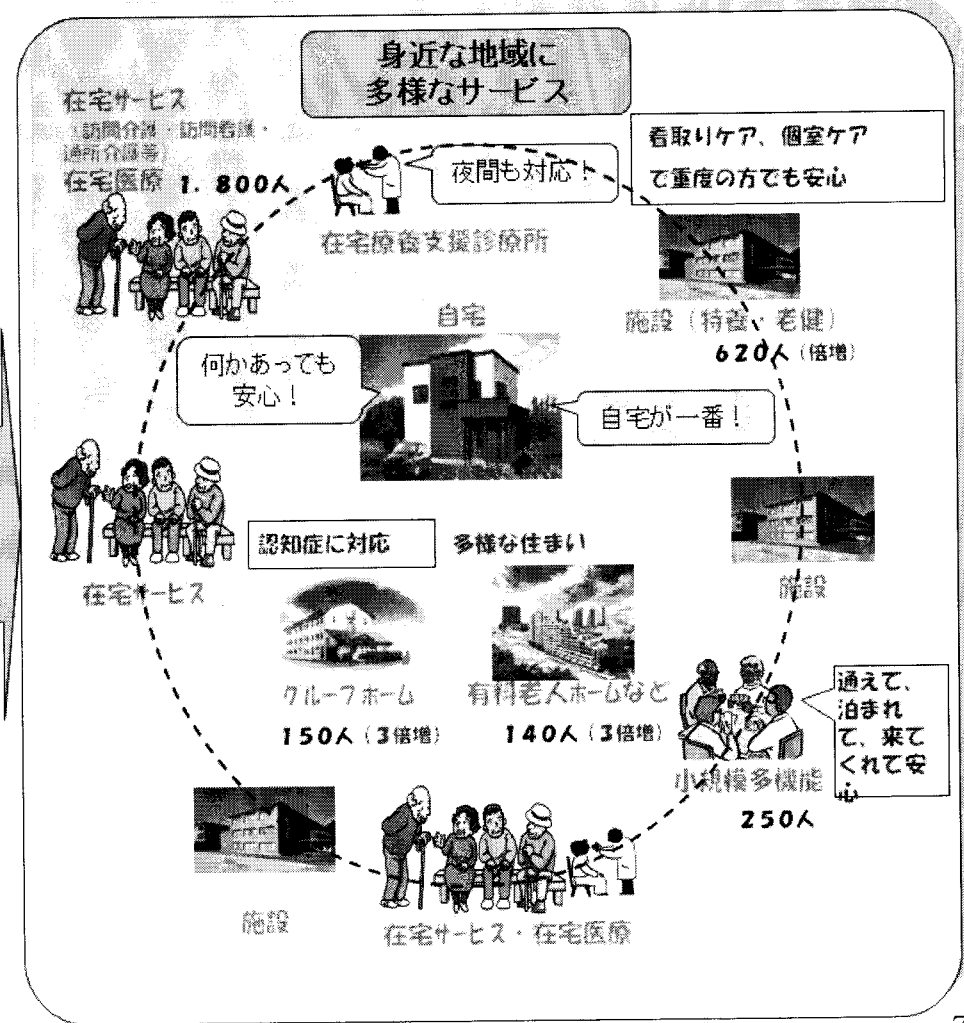
<人口5万人の場合>



65歳以上: 11,000人 (うち、75歳以上: 5,000人)

2025年の姿

- できる限り住み慣れた地域で暮らし続ける
- 自らの希望と選択でよりよいサービスを受けることができる
- 施設・居住系サービスをスウェーデン並みに拡充
- 24時間対応など多様な在宅サービス
- 施設も地域に密着した小規模化、ユニットケア



65歳以上: 15,000人 (うち、75歳以上: 9,000人)

今後議論すべき論点

○ サービス体系のあり方(地域包括ケアの実現)

- ・ 地域の中での介護サービスの提供（在宅支援の強化、施設の多機能化）
- ・ 医療サービス提供体制の強化（在宅療養支援診療所、訪問看護の体制確保）
- ・ 高齢者の住まいの確保、施設の居住環境の向上
- ・ 介護職員の資質の向上
- ・ 認知症を有する者に対するサービス確保

○ 持続可能な制度の構築

- ・ 介護職員処遇改善交付金（約3,975億円）
- ・ 介護拠点の緊急整備（約3,011億円）
- 第4期は平成21年度～平成23年度、
次期介護報酬改定は平成24年度

介護職員基礎研修について

【第2版】



平成22年3月

厚生労働省老健局



Q1 ■ 介護職員基礎研修はどのような経緯で作られたのですか？	1
Q2 ■ 介護職員基礎研修はどのようなことを目指していますか？	1
Q3 ■ 介護職員基礎研修はどこで受けられますか？	1
Q4 ■ 介護職員基礎研修を実施している事業者は全国にどのくらいあるのですか？ また、研修修了者数は全国に何人いますか？	1
Q5 ■ 介護職員基礎研修のカリキュラムはどうなっていますか？	2
Q6 ■ 介護職員基礎研修の受講料に対する補助はありますか？	2
Q7 ■ 介護職員基礎研修を修了したら、どのような仕事ができますか？	2
Q8 ■ 既にホームヘルパー研修を修了している人が、介護職員基礎研修を修了するためには 何時間の研修時間が必要でしょうか？	3
Q9 ■ ホームヘルパー研修修了者は訪問介護の仕事ができなくなるのですか？	3
Q10 ■ 介護職員基礎研修のほかに、介護職員の資質向上を図る研修などにはどのようなもの がありますか？	4
Q11 ■ 訪問介護員養成研修と介護職員基礎研修との関係は今後どのようになりますか？	4
Q12 ■ 介護職員基礎研修事業者になるためにはどのような手続きが必要ですか？	4
Q13 ■ 平成21年度介護報酬改定において、介護職員基礎研修修了者への評価はどうなり ましたか？	5
Q14 ■ 介護雇用プログラムを利用して、介護職員基礎研修を受けることは可能ですか？	6
Q15 ■ 職業訓練として、介護職員基礎研修(500時間)を受けるためにはどうすればいいで すか？(一般の方向け)	6
【資料】	
○ 介護職員基礎研修の概要	7
○ 介護保険制度における介護従事者の資格	8
○ 受講者の声①	9
○ 受講者の声②	10



介護職員基礎研修に関するよくあるご質問

Q 1 ■ 介護職員基礎研修はどのような経緯で作られたのですか？

- 今後、ますます少子・高齢化が進展するとともに、認知症高齢者や一人暮らしの高齢者の増加が見込まれる中で、介護保険制度が老後の安心を支える仕組みとして安定的に運営されるよう、介護の仕事に従事する人材を確保するとともに、介護サービスの質の確保・向上を図ることが重要な課題となっています。
- 介護サービスの質の向上を図る上で、介護職員の専門性を高めることが必要であることから、施設、在宅を問わず、介護職員として介護サービスに従事する職員の共通の研修として、平成18年度に「介護職員基礎研修」を創設しました。



Q 2 ■ 介護職員基礎研修はどのようなことを目指していますか？

- 食事・入浴・排泄といった三大介護中心のケアから、在宅、施設いずれであっても地域における生活全体を支援するという視点のケアへの転換が必要であることから、高齢者の尊厳を支えるケアを確立するうえで専門職として必要な知識・技術を高め、介護サービスの質の向上を図ることを目的としています。
- また、介護職員基礎研修修了者がその専門性を活かして働けるよう、平成21年度介護報酬改定において、介護報酬上の評価を行うこととしました。詳しい内容については、5ページのQ13をご覧ください。



Q 3 ■ 介護職員基礎研修はどこで受けられますか？

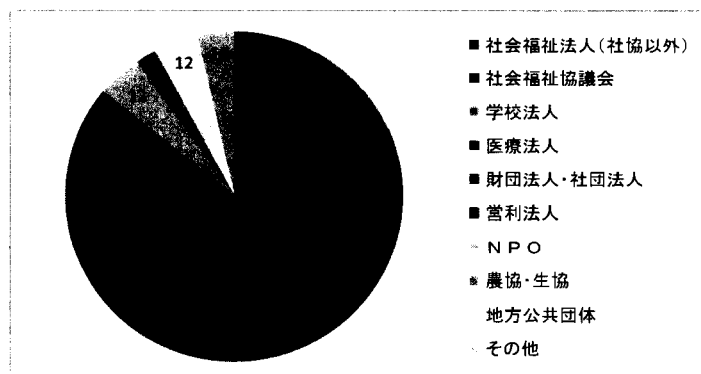
- 都道府県又は都道府県が指定する事業者が研修を実施しています。詳しくは都道府県の担当部局へお問い合わせください。



Q 4 ■ 介護職員基礎研修を実施している事業者は全国にどのくらいあるのですか？

また、研修修了者数は全国に何人いますか？

- 平成21年10月1日現在で284事業者です。また、研修修了者数は平成21年3月31日現在で6,453人です。





Q 5 ■介護職員基礎研修のカリキュラムはどうなっていますか？

- 介護職員基礎研修は、講義・演習を360時間、施設等における実習を140時間の合計500時間の履修が必要です。詳しい内容については、7ページの概要をご覧ください。



Q 6 ■介護職員基礎研修の受講料に対する補助はありますか？

- 介護職員基礎研修の受講料は、基本的には、受講者の方に御負担いただくこととなっています。
- 受講料の額については、都道府県及び都道府県が指定する研修事業者により異なりますので、都道府県又は都道府県が指定する研修事業者にお問い合わせください。
なお、受講者に一定期間の雇用保険の加入歴があり、かつ、受講する介護職員基礎研修講座が教育訓練給付制度において厚生労働大臣が指定する教育訓練講座であるときは、研修修了後1か月以内に住居所を管轄する公共職業安定所に支給申請することにより給付を受けることができます。

- 働く人の主体的な能力開発の取組みを支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とする雇用保険の給付制度です。

<対象者>・雇用保険被保険者である(あった)期間が通算3年以上(但し、初回に限り、1年以上の者)

<給付額>・受講者本人が負担した教育訓練経費の20%相当額【上限10万円】

(但し、4千円を超えない場合は支給不可)

※ 制度の詳細、指定教育訓練講座の検索については、「厚生労働省」のHP

(<http://www.mhlw.go.jp/kyujin/kyoiku/index.html>) をご参照下さい。



Q 7 ■介護職員基礎研修を修了したら、どのような仕事ができますか？

- 介護老人福祉施設等の施設や訪問介護員(ホームヘルパー)等として働けます。なお、介護職員基礎研修修了者は、訪問介護員(ホームヘルパー)の任用資格として規定されています。
- また、訪問介護事業所において、訪問介護計画の作成や訪問介護員に対する技術的な指導等を行う「サービス提供責任者」になることができます。



Q 8 ■既にホームヘルパー研修を修了している人が、介護職員基礎研修を修了するためには何時間の研修時間が必要でしょうか？

○ 介護職員基礎研修は、500時間の履修が必要です。ただし、既に訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修を修了している方については、修了済の研修と介護職員基礎研修とで内容が重複する研修科目等の受講が免除されます。

介護職員基礎研修

500時間

介護職員基礎研修修了までに必要とされる受講時間（合計）
【 】については、通信課程で受講できる時間数

1級ホームヘルパー

+

実務経験
1年以上
あり

+

60時間
【30時間】

2級ホームヘルパー

+

+

150時間
【70時間】

その他

+

+

300時間
【145時間】

1級ホームヘルパー

+

実務経験
1年未満

+

200時間
【30時間】

2級ホームヘルパー

+

+

350時間
【90時間】

その他

+

+

500時間
【165時間】



Q 9 ■ホームヘルパー研修修了者は訪問介護の仕事ができなくなるのですか？

○ 訪問介護員（ホームヘルパー）養成研修1級、2級課程を修了された方については、これまでどおり訪問介護員として働けます。



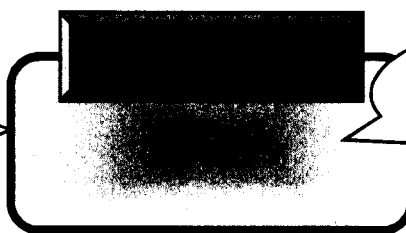
Q 1 0 ■介護職員基礎研修のほかに、介護職員の資質向上を図る

研修などにはどのようなものがありますか？

- 介護職員の資質向上を図る仕組みとしては、国家資格である介護福祉士の資格取得、ホームヘルパー等の職能団体による研修や各事業者が行う研修があります。なお、既に訪問介護員養成研修を修了されている方については、介護職員基礎研修の一部免除（2級課程修了+1年以上の実務経験の方→150時間を履修）により短時間の履修で介護職員基礎研修を受講することが可能であり、認知症ケアや医療・看護との連携等の内容が含まれており、スキルアップ等にもつながるものと考えます。

<例>

実務経験1年以上の
2級ホームヘルパー
(130時間)



“スキルアップ☆”



Q 1 1 ■訪問介護員養成研修と介護職員基礎研修との関係は

今後どのようにになりますか？

- 平成24年度を目途に、現在の訪問介護員養成研修1級課程を介護職員基礎研修に一元化することとしています。
なお、介護職員基礎研修の実施状況や、昨今、介護職員の人材確保が困難であるという状況にあること等から、当分の間、訪問介護員養成研修2級課程を存続することとしています。



Q 1 2 ■介護職員基礎研修事業者になるためにはどのような

手続きが必要ですか？

- 介護職員基礎研修事業者の指定事務は、都道府県で行っており、具体的な要件等についても、各都道府県において要綱等において定めております。
具体的な手続き等については、研修事業を実施する都道府県の担当部局にお尋ねください。
- なお、通信課程等の実施により複数の都道府県にまたがって研修事業を実施する場合の事業者の指定については、以下のケースが考えられます。
 - ① 本部や本校と支所等の各事業所とが独立して、研修実施場所、研修講師等を確保し、又は受講生の募集も各々の都道府県において行うなど、事業として別個のものと認められる場合には、各事業所の所在地の都道府県で指定。
 - ② 本部や本校において、研修実施場所、研修講師等の確保を一体的に実施し、支所等の各事業所は研修場所の提供や受講者との調整等のみを行い、研修実施に係る責任の所在がない場合については、主たる事業所等の所在地の都道府県で指定。



Q 1 3 ■平成 2 1 年度介護報酬改定において、介護職員基礎研修

修了者への評価はどうなりましたか？

- 平成21年度介護報酬改定において、介護従事者の専門性等に係る適切な評価及びキャリアアップを推進する観点から、専門的な資格保有者が一定割合雇用されている事業所が提供するサービスについて評価を行うこととし、介護職員基礎研修の受講を促進しています。
評価の具体的な内容については、下表をご覧ください。

特定事業所加算（訪問介護）

- 特定事業所加算（Ⅰ） 所定単位数の20%を加算
- 特定事業所加算（Ⅱ） 所定単位数の10%を加算 ⇒ 算定要件の見直し
- 特定事業所加算（Ⅲ） 所定単位数の10%を加算

※ 算定要件

【特定事業所加算（Ⅰ）】

体制要件、人材要件（①及び②）、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

【特定事業所加算（Ⅱ）】

体制要件、人材要件（①又は②）のいずれにも適合

【特定事業所加算（Ⅲ）】

体制要件、重度要介護者等対応要件のいずれにも適合

<人材要件>

- ① 訪問介護員等の総数のうち介護福祉士が30%以上、又は介護福祉士・介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員の合計が50%以上であること。
- ② すべてのサービス提供責任者が3年以上の実務経験を有する介護福祉士又は5年以上の実務経験を有する介護職員基礎研修課程修了者・1級訪問介護員であること。ただし、居宅サービス基準上、1人を超えるサービス提供責任者を配置しなければならない事業所については、2人以上のサービス提供責任者が常勤であること。

* <体制要件>、<重度要介護者等対応要件>については、省略

注 特定事業所加算（Ⅰ）～（Ⅲ）は、いずれか一つのみを算定することができる。

サービス	要件	単位
訪問入浴介護	○ 研修等を実施しており、かつ、次のいずれかに該当すること。	24単位/回
夜間対応型訪問介護	① 介護福祉士が30%以上配置されていること。 ② 介護福祉士及び介護職員基礎研修修了者の合計が50%以上配置されていること。	12単位/回 (包括型 84単位/人・月)



Q 1 4 ■介護雇用プログラムを利用して、介護職員基礎研修を

受けることは可能ですか？

- 介護雇用プログラムを利用するには、介護事業所と労働者との間で1年以内の雇用契約を締結することが前提になります。
- その上で、プログラム利用者は、養成機関に通って、介護職員基礎研修を受講することができます。利用者は、養成機関に通っている時間も給与を受け取ることができ、研修の受講料負担もありません。
- 介護雇用プログラムは、地方公共団体からの委託を受けた事業所においてのみ利用可能となります。受講を希望される方は、まずは都道府県の担当部局へお問い合わせください。

介護雇用プログラムとは？

→ 求職者が、養成機関での受講時間も含めて給与を得て働きながら介護資格を取得するプログラム。

- 地方公共団体から委託を受けた介護事業者等が、1年以内(介護福祉士を目指す場合は1回更新可で、最長2年)の雇用契約で採用
- その間、プログラム利用者は養成機関に通って、介護職員基礎研修等の資格を取得することが可能
- 講座受講のない日時は、事業所で働く
- 資格取得後も、雇用契約終了まで、事業所で働く



Q 1 5 ■職業訓練として、介護職員基礎研修（500時間）を受け

るためにはどうすればいいですか？（一般の方向け）

- 仕事をお探しの方が介護職員基礎研修を受けるには、主に雇用保険を受給できる方を対象とした公共職業訓練と、雇用保険を受給できない方を対象とした緊急人材育成支援事業による職業訓練（基金訓練）が用意されており、いずれも無料（テキスト代等を除く。）で受けることができます。また、訓練期間中の生活保障として、雇用保険を受給できる方は、延長して給付を受けることができる場合があり、雇用保険を受給できない方は、一定の要件を満たせば、月額10万円、扶養家族を有する方は月額12万円の給付を受けることができます。
- なお、雇用保険を受給できる方を対象として、（財）介護労働安定センターにおいても、介護職員基礎研修を実施しています。この訓練も無料（テキスト代等を除く。）で受けることができ、訓練期間中は延長して給付を受けることができます。
- これらの訓練は、いずれもハローワークで申込み手続きをします。

介護職員基礎研修の概要

○目的

介護職員基礎研修は、介護職員として介護サービスに従事しようとする者を対象とした基礎的な職業教育として、対人理解や対人援助の基本的な視点と理念、専門的な職業人として職務にあたる上での基本姿勢、基礎的な知識・技術等を修得させるとともに、介護職員については将来的には、任用資格は介護福祉士を基本とすべきであることを踏まえて、より専門的な知識・技術を修得するための機会とすることを目的とする。

○実施主体

介護職員基礎研修の実施主体は、都道府県知事又は都道府県知事の指定した者とする。

○対象者

介護福祉士資格を所持しない者で、今後介護職員として従事しようとする者若しくは現任の介護職員とする。

○研修科目及び研修時間数等

別表のとおり

○その他

- ・訪問介護員養成研修修了者については、受講科目を一部免除。各科目ごとに研修機関が修得度を評価。
- ・研修事業者が教育体制(講師、設備等)等の情報項目を開示。
- ・認知症高齢者へのケアや医療・看護との連携等に関する内容を充実。
- ・講義と演習を一体的に実施

別表

<500時間>

基礎理解とその展開 (360時間)

— 講義・演習を一体的に実施 —

- | |
|----------------------------------|
| 1. 生活支援の理念と介護における尊厳の理解 (30H) |
| 2. 老人、障害者等が活用する制度及びサービスの理解 (30H) |
| 3. 老人、障害者等の疾病、障害等に関する理解 (30H) |
| 4. 認知症の理解 (30H) |
| 5. 介護におけるコミュニケーションと介護技術 (90H) |
| 6. 生活支援と家事援助技術 (30H) |
| 7. 医療及び看護を提供する者との連携 (30H) |
| 8. 介護における社会福祉援助技術 (30H) |
| 9. 生活支援のためのアセスメントと計画 (30H) |
| 10. 介護職員の倫理と職務 (30H) |

+

実習 (140時間)

介護保険制度における介護従事者の資格

<国家資格>



<上級レベル>

サービス提供責任者
主任介護職員
訪問介護員(常勤)等



<中級レベル>

サービス提供責任者 等

**訪問介護員(ホームヘルパー)
養成研修1級課程**

H24年度を目
途に介護職員基
礎研修に一元化
する予定

<初級レベル>

訪問介護員(新人) 等

**訪問介護員(ホームヘルパー)
養成研修2級課程**

訪問介護員(ホームヘルパー)養成研修
3級課程

H21.4~
介護報酬算定外

受講者の声①

○ “500時間”長いと思っていた時間もあっという間に終わりました。無事に終了することができたのは、講師、施設の方々や、同じ受講者の助けがあったと思います。実習で感じたのはどの職員の方も介護に自信と誇りを持って仕事をしている姿です。自分もそういう介護職員になれるよう頑張りたいと思いました。

(平成20年度受講者)

○ 不安いっぱい実習に行って、入所者の人どのように接することができるか、という事が大きな心配でしたが、毎日の講義と実技の積み重ねで、割とスーッと入って行く事ができた時、500時間の力のようなものを感じる事ができたように思いました。

(平成20年度受講者)

○ 最初はなぜこんなに時間をかけて基本的な人権の尊重や人間の尊厳について不思議に思っていた。皆当たり前前にわかっているからと考えていた。しかし、実習に初めてあれほど座学に時間をかけている理由がわかった。現場に行くと大切な基本的な姿勢を忘れてしまいがちだからだ。すべての学習において基礎的なことから応用までしっかり学ぶことができた。基礎がなければ応用ができない。そういう意味でもこの基礎研修を介護に携わるのであろう多くの方が受講すべきだと思った。

(平成20年度受講者)

150時間コース受講

○ 現在できる次への大きなステップとして、「基礎研修」の受講を決意しました。私の将来の夢、目標は、地域福祉をもっと豊かなものにするためのお手伝いをする事。「顔の見える福祉」といいますか、地域の方々に信頼される介護を実現させていきたいと思っています。そのためには、確かなプロとしての知識・技術に裏づけられたサービスを提供していかなければなりません。この研修で学ぶテーマは、どれも地域福祉の現場で必要とされるものばかりです。ここで勉強したことをしっかりと活かしていきたいと思っています。

(平成19年度受講者)

150時間コース受講

○ 「基礎研修」には、勤めている事業所からのすすめで受講しました。内容的にとっても魅力のある研修です。研修を受講して感じる事としては、以前受けたヘルパー2級の講習とは違った緊張感がありますね。すぐ実践できるように教えていただけるので、自然と学ぶ側の姿勢も真剣になります。介護の業界は今めまぐるしく変化しています。その変化の波に対応していけるよう、これからもっと勉強して、いろんなことを吸収していきたい。この「基礎研修」をはじめとして、介護に関するあらゆる資格の取得にチャレンジしていきたいと思っています。

(平成19年度受講者)

150時間コース受講

○ 専門的な内容を時間をかけて学ぶ事が出来て、今後もこの介護の業界で仕事をしていく上で、自分自身の懐が深くなりました。身体介護の経験が不足していたので、今回の研修で再勉強を期待していました。少数なので何度も反復練習をする時間がいただけて、自分の身になるまで行えたので良かったです。

(平成20年度受講者)

○ 日ごろ職務に追われている職員程、率先して受講してください。書く事、読む事、考える事、討論する事の大切さを再確認します。

(平成21年度受講者)

受講者の声②

150時間コース受講

- あまり関心のなかった事柄や項目にも触れ、勉強することが出来、少しずつ関心がわいたような気がします。また、今まで現場でやってきた事が、ああこれでよかったんだと再確認できたことも大きな収穫だったと思います。どうしたら能率よく楽に出来るかを再確認できた実技でした。また、今まであやふやだったことも再確認できました。

(平成20年度受講者)

150時間コース受講

- ヘルパー2級とは違い、とって中身の濃い講義でした。今一度振り返り、仕事に大変役立つ介護力をつけ、利用者さんに信頼されて喜んで過ごしていただきたいと思います。

(平成20年度受講者)

- 介護におけるコミュニケーションと介護技術では、仕事をしていく上で非常に役立ちました。

(平成21年度受講者)

- この「基礎研修」を受けようと思ったのは、介護サービスのプロとして、もっとレベルアップしたいという気持ちからです。また、ヘルパー1級の資格を取得してもう5年近くなりますし、過去に学んだことのおさらいをする意味でもよい機会だと思いました。ここの講義は、実務につながるいい講義だと思います。一方的に聞くだけでなく、自分たちも演習に参加して身につけられますし、実際の現場で困ったことなどを先生に直接相談・質問したりすることもできます。今後は、ここで学んだたくさんのことを社内のスタッフに伝え、それぞれのサービスの質の向上に役立ててもらえるようにしていきたいと思います。

(平成19年度受講者)

- 普段仕事をしている中で、忘れていたことを再認識するという大事なことを思い出させていただいたと思います。(初心を忘れていたので...)学んだことをこれからの仕事に役立てたいと思います。

(平成21年度受講者)

- 実態に即した形で講義が行われたことはとてもよかった。また、演習も実例をもとに説明してもらい、理解を深めることができました。AEDの使用法、心肺蘇生法訓練用マネキンを使用するの救命法など再確認でき良かったと思います。

(平成21年度受講者)

- 講師の一言、一言が共感できて、それを目指したいと思いました。手洗いの仕方(一行為)、医療機器の使い方など目からウロコでした。今回の研修すべてが、私にとって気持ちを新たに、聞くと云うことの大切さを教えてくれているように感じています。今後も研修で学んだことを忘れずにレベルの高いサービスを心がけていこうと思います。

(平成21年度受講者)

- 事例検討で発表させて頂き、以前にも増し仕事への意欲が出てきた自分に驚いております。

(平成21年度受講者)

- じっくりと相手の話を聞いてあげることが精神面、身体面に大きく影響し、相手や自分が今より成長することを学んだような気がします。救命時の心臓マッサージ回数が、最近15回から30回に変わっているなど、変化していることを知ることができた。

(平成21年度受講者)

- 日頃、何気なく介護し、でも失敗のない介護を心がけるだけだったのを、もっと専門的に心がけながら仕事をしなくてはと思いました。特に医療及び看護の科目はとても勉強になりました。

(平成21年度受講者)

介護予防事業について（追加資料）

全国介護保険・高齢者保健福祉担当課長会議
（平成22年3月5日）

1. 「特定高齢者」等の通称や愛称について

(1) 通称や愛称による事業展開について

- 「特定高齢者」、「介護予防」等の名称については、わかりにくい、言葉の印象が良くない等の意見が寄せられたことから、平成19年3月14日に開催した「地域包括支援センター・介護予防事業担当者会議」において、各自治体において親しみやすく地域の特性や実情に合った通称や愛称を設定する等して介護予防事業を展開していただきたい旨お願いしたところである。
- しかしながら、現在も「特定高齢者」等の名称がそのまま使用されている例が少なくなく、事業参加者が増えない一因になっているとの声も聞かれている。
- そのため、介護予防事業のイメージアップを図り、高齢者が親しみをもって積極的に事業に参加していただけるよう、通称や愛称による事業を展開していただくよう、管内市町村に改めて周知願いたい。

【参考】

平成20年度老人保健健康増進等事業「介護予防事業の推進に向けた総合的な研究」
調査結果（調査対象者：40～79歳の5,000人）

- ・「特定高齢者」という言葉について、8割以上の人が「悪い印象」と回答、約7割の人が「内容が想像できない」と回答した。
- ・「生活機能評価」という言葉については、6割上の人が「悪い印象」と回答、約6割の人が「内容が想像できない」と回答した。
- ・「特定高齢者」という言葉の言い換えについて尋ねたところ、「特定高齢者の言い方のままでよい」と回答した人は約1割であった。
- ・「教室の名称」について尋ねたところ、「介護予防教室」等そのままの名称を用いた方が事業内容が想像できる、「～アップ」というワードが入ると効果がありそうに感じられる、「いきいき」「まんてん」「歯つらつ」等ひらがなやだじゃれを使用すると楽しそうに感じられる、といった傾向がみられた。

(2) 通称や愛称の例について

- 以下は、市町村からの情報提供等を踏まえ、各自治体で通称や愛称を設定する際に参考となると考えられるものを記載したものであり、通称や愛称の設定の参考としていただきたい。

用語		通称や愛称の例
特定高齢者 関係	特定高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・優先介護予防高齢者（優先高齢者） ・健康づくり高齢者 ・チャレンジシニア ・元気応援高齢者 ・元気アップシニア ・はつらつアップ高齢者
	特定高齢者施策	<ul style="list-style-type: none"> ・優先介護予防高齢者施策（優先高齢者施策） ・健康づくり高齢者コース ・いきいき元気アップメニュー ・はつらつ倶楽部
	生活機能評価	<ul style="list-style-type: none"> ・さわやか健診 ・介護予防健診
一般高齢者 関係	一般高齢者	<ul style="list-style-type: none"> ・おたっしや高齢者 ・元気高齢者
	一般高齢者施策	<ul style="list-style-type: none"> ・おたっしやプラン ・ますます元気教室
介護予防		<ul style="list-style-type: none"> ・元気で長生き ・元気で行こう施策 ・おげんきながいき講座 ・高齢者の健康づくり
プログラム 関係	運動器の 機能向上	<ul style="list-style-type: none"> ・からだの機能向上 ・高齢者向け体力向上 ・からだ元気アップ教室 ・貯筋くらぶ ・日常動作が楽になる筋力アップセミナー ・いつまでも元気な足腰講座 ・筋力アップ教室 ・簡単体操で元気はつらつ教室
	栄養改善	<ul style="list-style-type: none"> ・おいしく食べる栄養相談 ・いきいき栄養相談 ・栄養改善教室 ・食の元気アップ教室 ・つくって食べて体いきいき教室
	口腔機能の向上	<ul style="list-style-type: none"> ・おくちの機能向上 ・おくち元気アップ講座 ・おくちの健康教室 ・お口きれいで食事おいしい事業 ・お口きたえて体も元気教室 ・歯つらつ教室
	その他	<ul style="list-style-type: none"> ・脳力アップ教室
地域包括支援センター		<ul style="list-style-type: none"> ・ケアサポートセンター ・いきいきセンター ・あんしんケアセンター ・地域ケアセンター ・地域サポートセンター ・サポートステーション ・高齢者総合相談センター ・あんしんすこやかセンター

2. 介護予防事業にかかる効果的な取組事例の情報の収集について

- これまで介護予防事業の先駆的な取組事例の収集については、老人保健健康増進等事業等において実施してきたところであるが、この度老健局老人保健課では、市町村における効果的な取組事例の情報を収集することとしたので、各都道府県におかれては、ご協力いただきたい。
- 情報提供に当たっては、都道府県毎に、効果的であると思われる取組事例であって、特に①費用対効果、②要介護認定率等のアウトカム指標において効果が確認されている事例を優先的に選定していただきたい。
- 情報提供に関し、提供方法、送付先等の詳細については、別途連絡させていただきます。

本日の会議をテレビ・パソコンでご覧いただけます！

厚生労働省全国介護保険・ 高齢者保健福祉担当課長会議

(平成22年3月5日開催)

スカパー！医療福祉チャンネル774

第1回 3月11日(木)・23日(火) 18:00～20:00

第2回 3月16日(火)・27日(土) 18:00～20:00

※詳しくは <http://www.iryoufukushi.com/> をご覧ください。

インターネット配信 医療福祉eチャンネルで無料動画配信

第1回 3月13日(土) 予定

第2回 3月18日(木) 予定

※詳しくは <http://www.ch774.com/> をご覧ください。

※番組は変更になる場合があります。ご了承ください。

医療福祉チャンネル774は、医療・保健・福祉に携わる方へ向けて最新の専門情報を発信。自治体や医療機関・福祉施設の皆様にご支持いただいています。

●医療福祉チャンネル774を見るには…

医療福祉チャンネル774は、衛星放送スカパー！の774チャンネルでご覧いただけます。

●お申し込み・お問い合わせ先

医療福祉チャンネル774お客さま係 フリーダイヤル **0120-870-774**

FAX 03-5772-5549 E-mail: info@iryoufukushi.com HP:

www.iryoufukushi.com

〒107-0062 東京都港区南青山1-3-3 青山1丁目タワー 4階

株式会社 医療福祉総合研究所

介護職員処遇改善交付金のキャリアパス要件・定量的要件について

- 長期的に介護職員の確保・定着の推進を図るためには、能力、資格、経験等に応じた処遇がなされることが重要との指摘を受けているところであり、既にご案内のとおり、平成22年度の交付金の助成に当たっては現行の要件に加えてキャリアパスに関する要件等を追加し、本要件を満たさない場合は助成額を減額することとしていたところ。
- 今般、これらの要件の内容及び取扱いについて、下記のとおり定めたところであるので、ご了承ください。
- 今月中に、これらの要件設定に伴う運営要領等の改正を行い、併せてこれらの要件の取扱いに関するQ&A等を各都道府県あて発出することとしているので、管内の介護サービス事業者に対する積極的な周知を行っていただくようお願いする。

1. キャリアパスに関する要件

- ① 次の1から3までに掲げる要件に該当していること。

- 1 介護職員の職位、職責又は職務内容等に応じた任用等の要件を定めている。
- 2 1に掲げる職位、職責又は職務内容等に応じた賃金体系（一時金等の臨時的に支払われるものを除く。）について定めている。
- 3 1及び2の内容について、就業規則等の明確な根拠規程を書面で整備し、すべての介護職員に周知している。

(注) 就業規則「等」については、法人全体の取扱要領的なものや、労働基準法上の作成義務がない小規模事業所（場）における内規等を想定。

- ② ①によりがたい場合は、その旨をすべての介護職員に周知した上で、次に掲げる要件に該当していること。

介護職員の職務内容等を踏まえ、介護職員と意見を交換しながら、資質向上のための目標及びその具体的な取り組みを定めている。

- 1 「資質向上のための目標」の例は次のとおり。
 - (1) 利用者のニーズに応じた良質なサービスを提供するために、介護職員が技術・能力（例：介護技術・コミュニケーション能力・協調性・問題解決能力・マネジメント能力等）の向上に努めること。
 - (2) 事業所全体での資格等（例：介護福祉士、介護職員基礎研修、訪問介護員研修等）の取得率向上。
- 2 「具体的な取り組み」については次の(1)又は(2)に掲げる事項を必須とする。
 - (1) 資質向上のための計画に沿って、研修機会の提供又は技術指導等を実施（OJT、OFF-JT等）するとともに、介護職員の能力評価を行うこと。

- (2) 資格取得のための支援（例：研修受講のための勤務シフトの調整、休暇の付与、費用（交通費・受講料等）の援助等）

2. 平成21年介護報酬改定を踏まえた処遇改善に関する定量的要件

これまでは、平成21年4月以降に実施した（又は実施予定の）事項について1件以上の記載を求めていたところであるが、平成22年度以降は実際に実施した内容及びそれに要した概算額の記載を求めることとする。具体的な要件の内容は次のとおり。

すべての介護職員に対して、届出日（平成23年度以降の承認申請に当たっては申請日）の属する月の前月（以下「基準月」という。）までに実施した平成21年4月の介護報酬改定を踏まえた処遇改善（賃金改善を除く）について、その実施した内容について一つ以上を明示するとともに、当該改善のため平成20年10月から基準月までに要した費用について、その概算額を記載し周知を行っていること。

(注1) 自治体の統一的運用を図る観点から、概算の方法についてはQ&Aで補足することを予定している。

(注2) 既に実施した事項の総額を記載することを要件としており、実績報告時の確認対象とはしない。

3. 適用時期

- ① 届出期限 平成22年 9月末日
② 減算の適用時期 平成22年10月サービス分～

(注) 届出様式については運営要領改正の際に定める予定である。なお、仮に要件を満たさない場合、9月以前に遡及して減算することはない。

4. 減算率

- ① キャリアパス要件 サービスごとの交付率×10%を減算
② 定量的要件 サービスごとの交付率×10%を減算
③ 両方を満たさない場合 サービスごとの交付率×20%を減算

○ 今後、多くの事業者がこうした要件を満たすことにより、介護職員の確保・定着の促進が図られることが重要であると考えており、各都道府県におかれては、今後も引き続き交付金の活用による介護職員の処遇改善の推進を図られたい。

○ なお、厚生労働省においても、関係団体作成のキャリアパスモデルや好事例等を取りまとめたものを随時公表し、事業者のキャリアパスに関する取り組みの支援を図ることとしている。